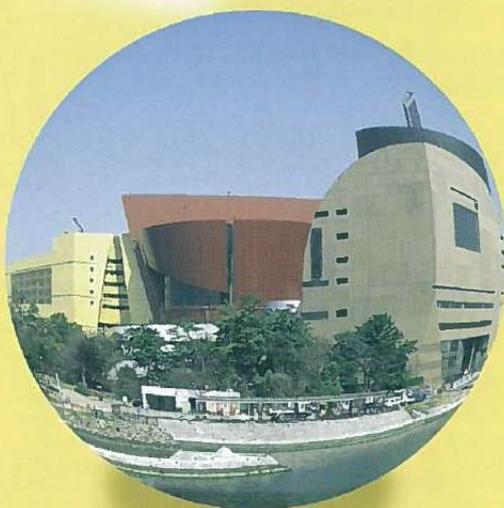


～多核ネットワーク都心の構築を目指して～

北九州市中心市街地活性化 基本計画の概要

(小倉地区)



平成25年3月
北九州市

【中心市街地の沿革】

小倉都心地区は、城下町であり、長崎街道の起点でもありました。さらに、明治以降は鉄道交通の拠点となったことから、軍都・商都としての位置づけと機能集積を背景に、地域の政治・経済の中心地として発展してきました。

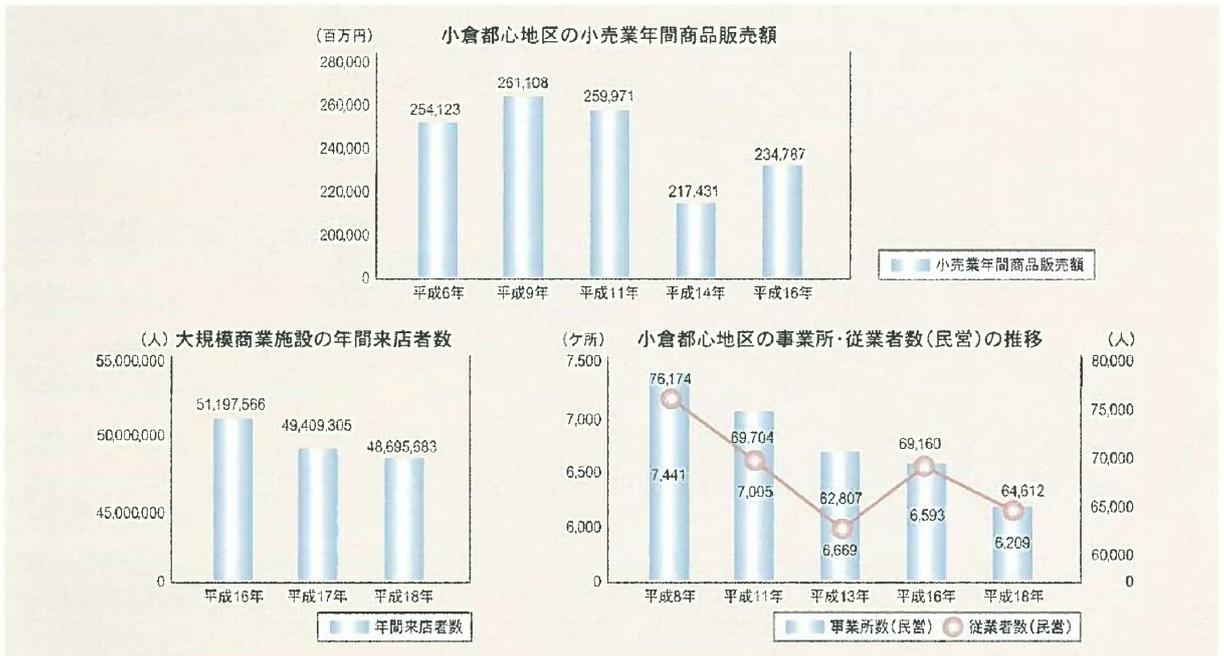
【地域資源(既存ストック)】

- ◇歴史・文化的資源が豊富(小倉城、小倉城庭園、長崎街道、北九州芸術劇場、銀天街発祥の地など)
- ◇紫川周辺の都市環境(マイタウンマイリバー整備事業)や勝山公園などの自然・景観が充実
- ◇中核的な都市機能の集積や交通ネットワーク(新幹線駅、モノレール、周遊バスなど)が充実
- ◇多様な都市福祉施設が充実(市立医療センター、子育てふれあい交流プラザなど)
- ◇タウンマネージメント組織(北九州TMO、北九州まちづくり応援団)の発足、地元の多様なまちづくり活動団体の存在

【中心市街地の現状】

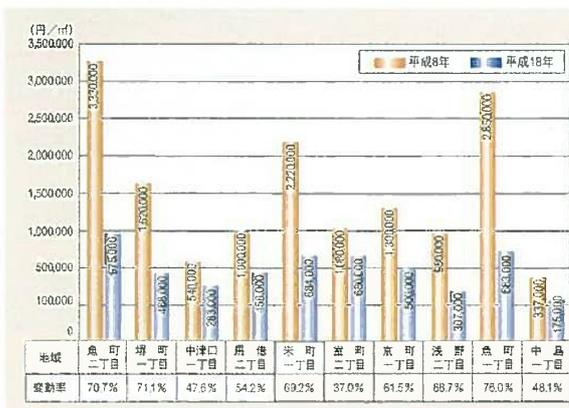
●小売業年間販売額の減少をはじめ、商業施設の利用者数や従業者数(民間)も減少しています

小倉都心地区は、全市の人口減少、高齢化の進展、都市間競争の活発化等を背景に、小売業年間商品販売額をはじめ、大規模商業施設の来店者数や事業所数・従業者数(民間)も減少しています。



●商業地地価は大きく下落しています

小倉都心地区の商業地地価は10年間で大きく下落しています。



●中心商店街の歩行者通行量は減少しています

小倉都心地区の歩行者通行量は、平成10年から平成19年の9年間で34.8%減少しており、小倉都心地区全体への来街者数が減少しています。



●都市福祉施設の利用者数は減少しています

小倉都心地区には、北九州市立医療センターをはじめ、子育てふれあい交流プラザ・北九州芸術劇場、中央図書館や西日本総合展示場、北九州国際会議場等の多様な都市福祉施設が集積していますが、多くの施設で利用者数が減少傾向にあります。

北九州市立医療センター外来患者数

4.5%減
(H16~H18)

中央図書館貸出者数

9.0%減
(H15~H17)

子育てふれあい交流プラザ利用者数

8.5%減
(H17~H19(毎月平均))

コンベンション施設

18.4%減
(H16~H18)

北九州芸術劇場利用者数

6.0%減
(H17~H18)

●西日本総合展示場
●北九州国際会議場

小倉都心地区は、古くから多様な都市機能が集積し、特色ある歴史、文化、伝統が育まれた北九州市の顔です。こうした都市ストックを活かして、中心市街地の活性化に取り組む必要があります。そこで、「北九州広域都市圏の中核として、また北部九州の玄関口として、圏域全体の発展をリードする拠点」という役割を踏まえ、以下の基本テーマと4つの基本方針を掲げて、中心市街地の活性化に向けた重点的な取り組みを進めていきます。

【基本テーマ】

世界の環境首都を目指す北九州広域都市圏の中心核(顔)にふさわしい機能・環境・つながりを創出する先進都心・小倉

個性と魅力ある拠点が交流軸を中心に相互に強固に結びつき、小倉都心全体として一体的に魅力を高めて、地域力を結集したマネジメントによって、様々な都市ニーズに対応した舞台を創造し続ける「多核ネットワーク都心」の構築を目指します。

【4つの基本方針】

【基本方針1】
多彩な集客拠点が集まり、来街・回遊を誘う「広域交流都心」づくり

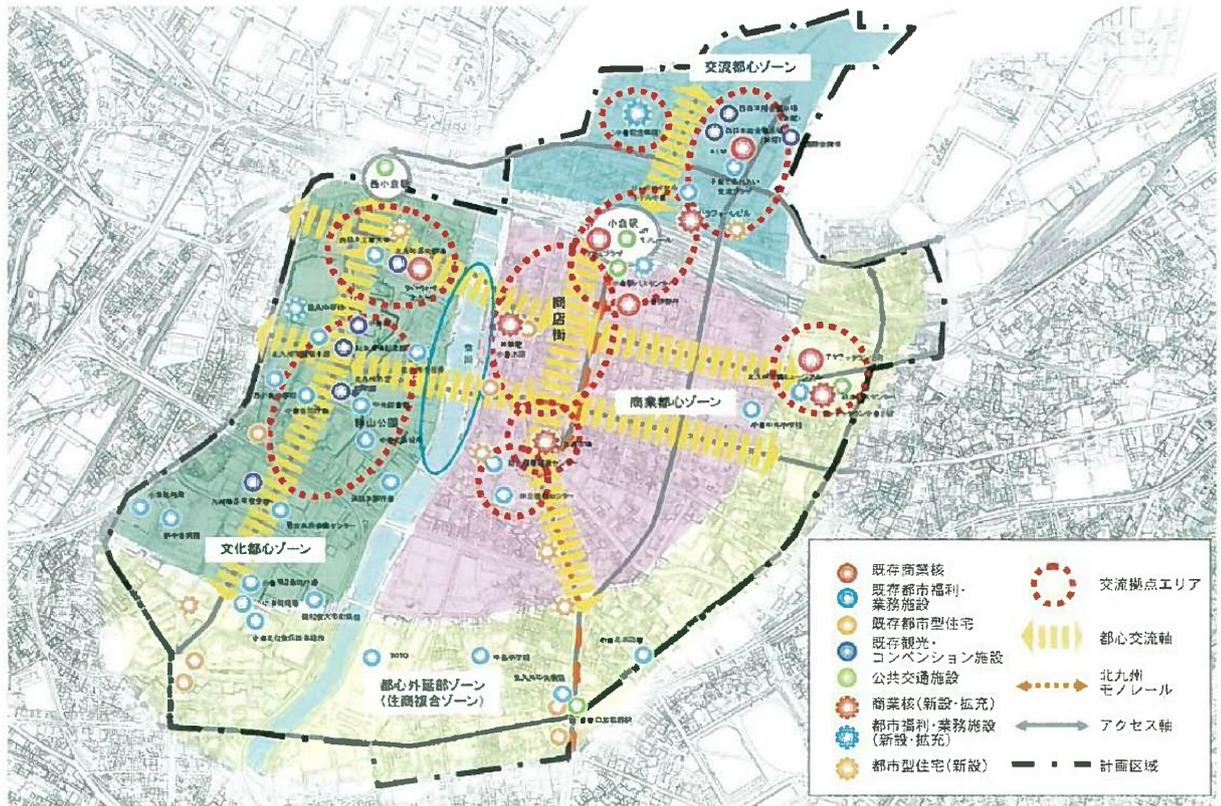
【基本方針2】
歴史・文化を核とした魅力とイメージを高める「文化発信都心」づくり

【基本方針3】
誰もが快適に生き生きと暮らし活動できる「活力創出都心」づくり

【基本方針4】
街の魅力や賑わいを共に創り、進化を続ける「ネットワーク都心」づくり

【中心市街地の位置及び区域】

交流都心・商業都心・文化都心・都心外延部の4ゾーンを基本として、「多核ネットワーク都心」の要となる、多様な都市機能の集積強化や賑わい交流の創出等を重点的に図る交流拠点エリアに加え、住宅・商業・サービスを含む新たな都心居住空間の創出が見込まれる範囲を含めたエリアを中心市街地として設定します。(区域面積:約380ha)



中心市街地活性化の目標として、次の3つを掲げました。

それぞれに具体的な活性化の成果目標を定めるとともに、その数値のフォローアップを行いながら、達成状況の進行管理を図っていきます。

(計画期間:平成20年7月から平成26年3月まで、5年9ヶ月)

目標1 広域商業拠点の賑わいの向上

大規模商業核と商店街とが共存する広域商業拠点を中心として、吸引力のある集客核の整備や商店街エリア・個店・まちの魅力づくりを実施します。それとともに、多様な来街者にとってのアクセス環境を向上させることなどにより、魅力ある広域商業核を中心とした賑わいが広がるまちづくりを進め、都心エリア全体での回遊拠点や広域集客力の強化を図ることを目標とします。

●商店街エリアを中心とした歩行者通行量



●既存の主要大規模商業施設の年間来店者数



目標2 文化的で非日常的な都心の魅力向上

都心の魅力ある商業や都市基盤の整備に加えて、自然・歴史・芸術・文化及びコンベンション等の小倉ならではの豊富な地域資源を最大限に活かして、消費者の多様化・高度化に対応した、歴史・文化等の地域資源を活かした文化の薫るまちづくりを進め、文化的で非日常的な魅力の向上を図ることを目標とします。

●主要な歴史・文化・コンベンション施設の年間来場者数



目標3 昼間人口の拡大による活力向上

人や企業から注目される活力あるまちづくりに向けて、最近増加しつつある都心居住(定住人口)に加えて、就業を支える多様な機能の充実、小倉都心地区総体として交流人口(昼間人口)の拡大を図ることにより、街の活力やポテンシャルを高めていくことを目標とします。

●事業所従業者数

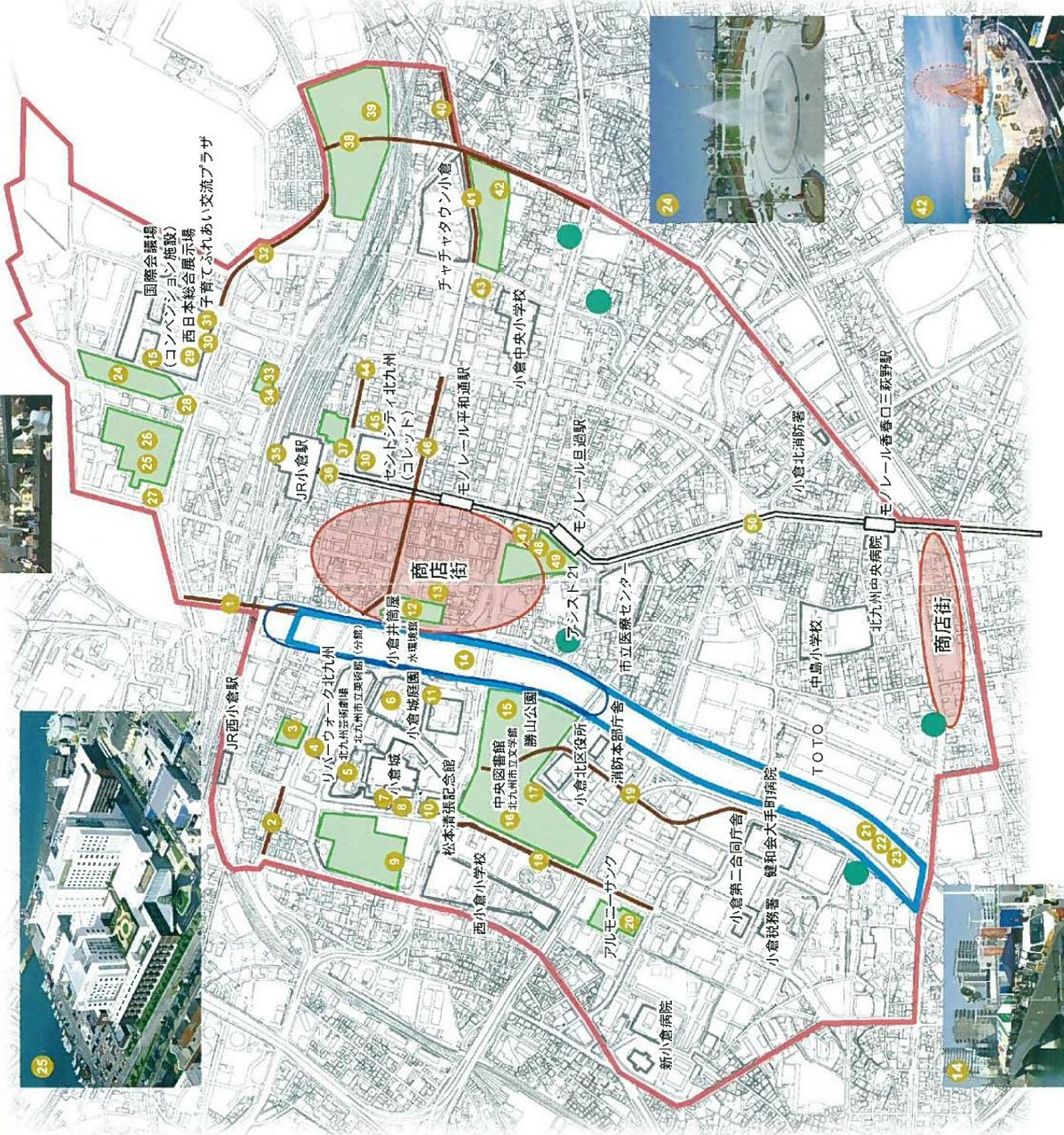


3つの目標を達成するために、行政、市民、事業者、商業関係者や関係団体が一体となって、次のような事業に取り組みます。

中心市街地活性化に向けて取り組む事業

- 1 紫川東線の整備
- 2 室町大門線の整備
- 3 西小倉駅前第一地区市街地再開発事業
- 4 北九州市立美術館分館企画展示事業
- 5 北九州芸術文化活性化事業
- 6 小倉城周辺観光振興事業
小倉城歴史館企画展示事業
小倉城庭園文化講座開催事業
- 7 ITを活用した観光基盤整備事業
- 8 小倉城整備事業
- 9 北九州市立思永中学校整備PPP事業
- 10 松本清張記念館普及事業
- 11 エコライフステージ
- 12 井筒屋リニューアル事業
- 13 (仮称)旧小倉ホテル跡地整備事業
- 14 小倉都心賑わいづくり推進事業
(紫川・勝山公園の魅力を生かした四季折々のイベント)
- 15 こくらdeアリア
- 16 北九州市立文学館普及事業
- 17 勝山公園再整備事業
- 18 大門木町線の整備
- 19 城内大手町線の整備
- 20 九州厚生年金会館「リニューアルオープン事業
(アルモニーターサンク改修事業)
- 21 紫川親水空間設備
- 22 紫川夜間景観整備
- 23 紫川の整備

計画事業数：103事業



- 24 浅野町線(シンボルロード)整備
- 25 小倉記念病院新築移転事業
- 26 (仮称)小倉駅北口西駐車場整備
- 27 (仮称)浅野橋合老健施設新築事業
- 28 JR小倉駅北口ベデストリアデッキの整備
- 29 コンベンション振興事業
- 30 北九州市長杯ストリートダンスハバル
- 31 起業支援(北九州テレワークセンター)若者ワークブラザ北九州運営事業
- 32 国道199号砂津バイパス
- 33 小倉駅北口商業ビル(ラフォーレ跡)再生事業
- 34 北九州市漫画ミュージアム整備事業
- 35 小倉駅前緑口にぎわいづくり事業
- 36 快適に回遊できる歩行空間創出事業
- 37 小倉駅南口東地区市街地再開発事業
- 38 砂津長浜線の整備
- 39 住宅市街地総合整備事業(長浜地区)
- 40 一般国道3号(砂津拡幅)道路改築事業
- 41 一般国道199号(砂津地区)の整備
- 42 チャチャタウン小倉2期開発事業
- 43 小倉中央市民センターハリアリアー化事業
- 44 都市計画道路博労町線の整備
- 45 にぎわいの駅・小倉屋台村事業
- 46 道路景観整備事業(国道199号勝山通り整備)
- 47 (仮称)TANGAコンプレックス新築事業
- 48 旦過第一地区市街地再開発事業
- 49 旦過第一地区市街地再開発周辺の整備
- 50 1駅100円モノレール事業

※施設区分の色分け

市街地の整備改善

都市福祉施設の整備

街なか居住の推進

商業の活性化

公共交通・その他

※…優良賃貸住宅

【位置の特定できない事業(全体)】

- (仮称)小倉都心部景観づくり事業
- クールシティ中枢街区パイロット事業(民間施設のヒートアイランド対策)
- 小倉都心サイン整備
- 中心市街地内の移動快適性向上のための道路整備
- 小倉駅周辺交通アクセス環境整備
- 提案型まちづくりサポーター支援事業
- 中心市街地都市型ビジネス振興事業
- 小倉都心部自転車通行環境整備事業
- 優良賃貸住宅供給支援事業
- 中心市街地における共同住宅供給の促進
- 北九州市住まい支援事業
- 堺町安全・安心センター整備事業
- 魅力ある繁華街づくり推進事業
- 情報誌「小倉季行」事業
- 都心・副都心巡回清掃事業
- 小倉都心プロモーション事業(We Love小倉プロジェクト)
- 都心部「通り名」命名推進事業
- 九州新幹線を活用した観光客誘致プロモーション事業
- 交通結節点整備事業
- 西鉄バスロケーションシステム事業(にしてつバスナビ)
- ICカード乗車券システムの導入(スゴカ)
- ICカード事業(ニモカ)
- 都心100円周遊バス
- モビリティマネジメント事業
- 広告付きバスシェルター整備事業
- ちょこ乗り交通 タウンモビリティ事業
- 小倉イルミネーション(大乾杯大会含む)
- ナイトツアー事業
- 小倉発!エコドラプロジェクト
- 紫川エコリバー構想推進事業
- 街なかオフィス立地促進事業

【商店街エリアを中心とした事業】

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 魚町銀天街ショッピングモール化事業 | (仮)京町銀天街ショッピングモール化事業 |
| チャレンジショップ事業 | インフォメーション事業 |
| 魚町銀天街ICポイントカードシステム事業 | 共通駐車券事業 |
| おもてなトイレ事業 | こくらハローズ事業 |
| 小倉地区賑わい回復イベント事業 | 小倉まちなかいちおし自慢運動 |
| ちゅうぎん通り歩道改修事業 | アーケード内の道路空間を利用した情報発信事業 |
| 都心の公共空間活用事業 | ものづくり・歴史の散歩道 室町京町通り事業 |
| 魚町3丁目複合商業施設開発事業 | 空き店舗賃借料補助制度の拡充 |
| 鳥町食堂街アーケード等改築事業 | 魚町商店街コミュニティスペース建築事業 |
| | ノーマイカー得々キャンペーン |

西小倉駅前第一地区市街地再開発事業



北九州市漫画ミュージアム整備事業



旦過第一地区市街地再開発事業



魚町銀天街ショッピングモール化事業



小倉地区賑わい回復イベント事業



こくらハローズ事業



共通駐車券事業



【策定委員会等による計画検討の経緯】

計画の策定にあたっては、法定協議会の設立に先立ち、平成19年8月2日に「北九州市中心市街地活性化基本計画策定委員会」を設置しました。多様な関係主体の参画を得ながら、地区の決定や計画の方向性など、策定段階からの基本的な方針の検討を行うためです。策定委員会は、中心市街地活性化協議会の構成員となり得る有識者、商工会議所、まちづくり・市民団体、事業者団体、行政等の24名で構成されました。

また、計画内容の具体的な検討を行うため、地区ごと(小倉・黒崎)に部会を設置。地域の課題やニーズ等を把握し、これに基づいた目標の設定および具体的な取り組み等の意見交換を行いました。

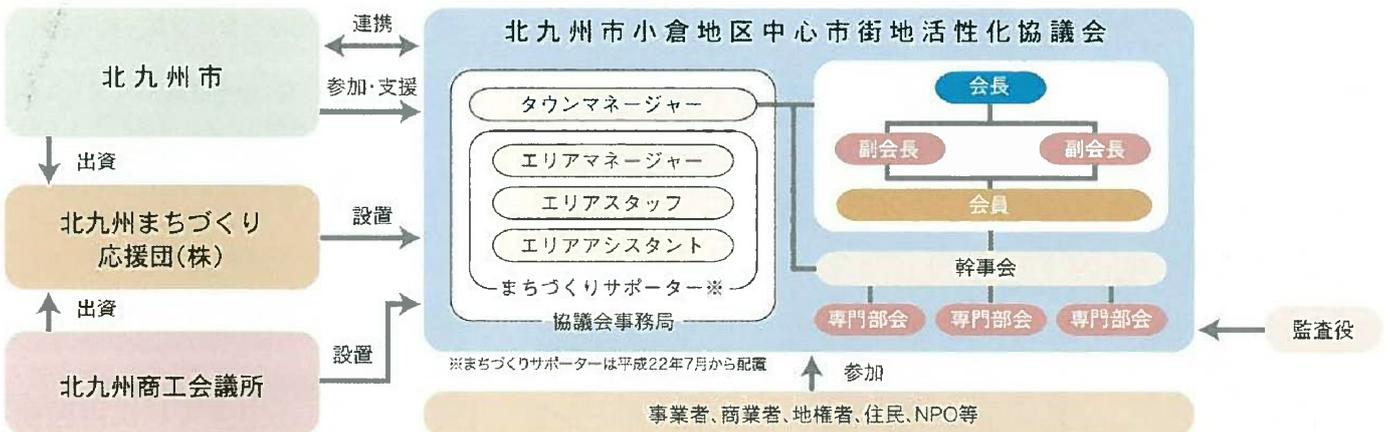
委員会	小倉部会	主な検討事項
第1回 平成19年8月2日		【策定の方針決定】 ○新・基本計画策定の方針について ・策定地区の選定、検討区域、基本計画の方向性等 ○今後の検討・推進体制について
	第1回 平成19年8月28日	【計画案の検討】 ○中心市街地の活性化に関する基本的な方針 ・中心市街地の現状分析 ・地域の課題、ニーズ等の把握・分析 ・活性化の基本方針(コンパクトなまちづくりの方針) ○中心市街地の区域設定の考え方 ○目標設定の考え方 ○施策展開の方向性
第2回 平成19年12月10日	第2回 平成19年11月6日	【計画骨子案の意見調整】 ○計画案の意見調整 ・中心市街地の活性化に関する基本的な方針 ・中心市街地の区域 ・活性化の目標(指標、数値目標の考え方) ・具体的事業の内容
第3回 平成20年2月21日	第3回 平成20年1月23日	【計画案の意見調整】 ○計画案の意見調整 ※委員会で調整後、協議会への意見調整を行う

【北九州市小倉地区中心市街地活性化協議会 組織および連携図】

平成20年1月22日に、改正中心市街地活性化法第15条に基づき、北九州商工会議所及び北九州まちづくり応援団が中心となって、まちづくり全体を担う新たなマネジメント体制を構築するため、「北九州市小倉地区中心市街地活性化協議会」が設立されました。

協議会は、28の団体の代表及び有識者等の33名で構成され(設立時)、市が作成しようとする基本計画及び実施に関し、必要な事項について協議を行い、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整する役割を担います。

協議会を効果的かつ効率的に運営するため、下部組織として幹事会を置き、協議会との調整、専門部会の設置等を検討し、具体的かつ専門的な協議又は調整を行うこととしています。



北九州市中心市街地活性化基本計画について

北九州市では、平成10年に制定された「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(中心市街地活性化法)」に基づいて、平成11年11月に「北九州市中心市街地活性化基本計画(小倉都心地区)」を策定し、中心市街地活性化に向けた事業に取り組んできました。

平成18年8月に「中心市街地の活性化に関する法律」が施行されたことを受け、改正中心市街地活性化法の仕組みを活用した中心核づくりを推進するための新たな基本計画を策定し、平成20年7月に内閣総理大臣の認定を受けました。